

様式44

令和 6年 6月28日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市高岡町550番地

医療法人の名称 医療法人 社団義人会

理事長名 高木 啓介

電話 (059) 382-1385

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団義人会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市高岡町 5 5 0 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 4 6 年 3 月 3 0 日

(4) 設立登記年月日 昭和 4 6 年 4 月 1 2 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	高 木 病 院 2410305149	三重県鈴鹿市高岡町 5 5 0 番地	一般病床 0 床 療養病床 7 9 床 [医療保険 7 9 床] [介護保険 0 床]

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 6 月 2 3 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 3 月 1 5 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団義人会
所在地 三重県鈴鹿市高岡町 5 5 0 番地

※医療法人整理番号

A	3	3		
---	---	---	--	--

財 産 目 録
(令和 6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	774, 226 千円
2. 負 債 額	106, 306 千円
3. 純 資 産 額	667, 920 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	437, 476
B 固 定 資 産	336, 750
C 資 産 合 計 (A + B)	774, 226
D 負 債 合 計	106, 306
E 純 資 産 (C - D)	667, 920

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 社団義人会
所在地 三重県鈴鹿市高岡町 5 5 0 番地

※医療法人整理番号 433

貸 借 対 照 表
(令和 6年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	437,476	I 流 動 負 債	89,282
現金及び預金	310,940	支払手形	
事業未収金	112,242	買掛金	6,145
有価証券		短期借入金	9,996
たな卸資産	4,549	未払金	50,509
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	72
繰延税金資産		未払消費税等	2,804
その他の流動資産	9,745	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	336,750	前受金	
1 有形固定資産	280,671	預り金	4,941
建物	202,456	前受収益	
構築物	8,482	賞与引当金	14,730
医療用器械備品	13,913	その他の流動負債	85
その他の器械備品	9,382	II 固 定 負 債	17,024
車両及び船舶		医療機関債	
土地	42,146	長期借入金	15,014
リース資産	2,370	長期未払金	2,010
その他の有形固定資産	1,922	繰延税金負債	
2 無形固定資産	1,855	その他の固定負債	
借地権		負債合計	106,306
ソフトウェア	1,346	純資産の部	
その他の無形固定資産	509	科 目	金 額
3 その他の資産	54,224	I 基 金	0
有価証券	1,510	II 積 立 金	667,920
長期貸付金		代替基金	
保険積立金	653	任意積立金	70,000
長期前払費用	50,007	繰越利益積立金	597,920
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	2,054	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	667,920
資産合計	774,226	負債・純資産合計	774,226

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 社団義人会
所在地 三重県鈴鹿市高岡町 5 5 0 番地

※医療法人整理番号 433

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		749,238
2 事業費用		
(1)事業費	733,813	
(2)本部費		733,813
本来業務事業利益		15,425
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		15,425
II 事業外収益		
受取利息	68	
その他の事業外収益	34,759	34,827
III 事業外費用		
支払利息	74	
その他の事業外費用	15,667	15,741
経常利益		34,511
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	50	50
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	1,906	1,906
税引前当期純利益		32,655
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額		72
当期純利益		32,583

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団義人会

理事長 高木 啓介 殿

私は、医療法人 社団義人会の令和 5 年会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に概ね出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 21 日
医療法人 社団義人会
監事 佐古田 宣章

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。